

平成24年 第14回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年 9月13日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成24年9月13日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第50号議案

東京都公立学校長の任命について

第51号議案、第52号議案及び第53号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成24年度公私連絡協議会の合意事項について

(2) 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

(3) 平成24年度「東京都教育の日」事業について

(4) 「東京文化財ウィーク2012」の開催について

(5) いじめの実態把握のための緊急調査の結果について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
	(欠席)
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	川 淵 三 郎
委 員	比留間 英 人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英 人
	次長	庄 司 貞 夫
	理事	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明 彦
	指導部長	坂 本 和 良
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	人事企画担当部長	加 藤 裕 之
(書 記)	総務部教育政策課長	八 田 和 嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成24年第14回定例会を開会します。

本日は、竹花委員より欠席との届出をいただいています。

取材・傍聴関係です。報道関係はテレビ東京外11社、個人は合計8名からの取材・傍聴の申込みがございました。なお、フジテレビ外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回7月26日開催の第12回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第12回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回8月23日開催の第13回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第50号議案から第53号議案までについては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

(1) 平成24年度公私連絡協議会の合意事項について

【委員長】 報告事項(1)平成24年度公私連絡協議会の合意事項について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)「平成24年度公私連絡協議会の合意事項について」を御覧ください。

今年度末に都内公立中学を卒業する生徒の高校受入れについて、9月3日に開催した公私連絡協議会で合意に達しましたので報告します。左上に公私連絡協議会の概要がありますけれども、学ぶ意欲と熱意のある生徒を一人でも多く高等学校に受け入れていくため、公立・私立が協力して、何人ずつ受け入れるかについて「就学計画」を策定しています。3年前、平成21年8月に平成22年度から26年度まで5年間の「第三次中期計画」を合意しまして、記載のように、計画進学率と公私分担割合を定めました。今回は、本中期計画に基づく4年目になります。

これまで平成22年度から3年間の経緯が、経済の状況もありまして、都立志向の高まりにより、全日制志望の未決定者が定時制の二次募集に流れるという状況が生じまして、平成22年度選抜の、定時制の二次募集において募集人員を超える応募となり、不合格者が313人出ました。そのときは、急遽^{きよ}4月になって定時制の追加募集を行いました。こうした事態を受けて、平成23年度には160人、平成24年度は200人の緊急対応枠を都立高校の全日制に設けました。つまり、中期計画に基づく数値よりも都立の受入枠を増やしたということです。その結果、定時制二次募集の不合格者は、23年度は128人、24年度は32人と減少しました。

これを下の図で説明しますと、まず平成22年度入学者選抜ですが、上段の帯が全日制、下の帯が定時制です。上段左の全日制第一次募集で不合格となった生徒が、右の全日制の第二次募集に回ります。墨抜きにしていますが、こちらでの不合格者が下に下りて定時制の二次募集を受検します。それが、平成22年度においては、定時制の二次募集の募集人員を上回ってしまして、図で濃い墨を入れたところですが、超過人員253人となっています。それが、平成24年度入学者選抜では、上段の全日制に緊急対応枠200人を設けました。そして、一次募集の不合格者が右の全日制の二次募集に回

り、その不合格者が下に下りて定時制の二次募集を受検したわけですが、今回は、その下の定時制の二次募集の募集人員の方が多くて、余裕人員296人が発生したということです。つまり、緊急対応枠の200人をも上回る余裕が生じたということです。

こうした状況を受けまして、平成25年度就学計画ですが、右の文章の二つ目の丸のところでは、このように平成24年度は定時制二次募集におきまして、受検人員が募集人員を上回る状況が解消したことから、9月3日に開催した公私連絡協議会において、平成25年度は緊急対応枠を設定せず、第三次中期計画に基づき公私の受入分担数を決定することで合意しました。

平成25年度の募集人員ですが、右上にグラフがあります。平成24年度末に都内公立中学を卒業する生徒が7万7,418人と見込んでいまして、この7万7,418人を公私でどのように受け入れていくかということです。こちらに中期計画による計画進学率96パーセントを掛け、国立や他県の高校に進学する生徒を差し引きまして、その後、公私分担割合、都立59.6、私立40.4で分け、都立高校4万2,300人、私立高校2万8,700人となったものです。

今後のスケジュールですが、この受入分担数に基づき、行き場のない生徒が出ないように地域バランスを考慮して各都立高校の募集人員を算定し、10月の定例会で改めて議案として付議したいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見はございますか。

22年度は定時制の第二次募集で超過人員が253名出ているのが、24年度には逆に余裕人員296人となったわけですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【委員長】 この理由は何ですか。

【都立学校教育部長】 大きな理由は、特に昨年度、都立高校の募集人員を決定する際に、従来、やや区部に厚かったのを、多摩地区にやや厚めに募集人員を決めました。もちろん募集人員は基本的には地区別の公立中学の卒業生のバランスに基づいて

決めているのですが、私立高校が区部に多く、また、相対的に多摩に少ないということもあり、そういったことも考慮して昨年度やや厚めに多摩地区に配分しました。それが大きな効果を持ったと考えています。

【委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ほかにご覧いませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、報告として承りました。

(2) 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【委員長】 引き続き、報告事項(2)平成25年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、説明を都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 報告資料(2)を御覧ください。平成25年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目についてです。

この要綱は、平成25年度東京都立高校入学者選抜の詳細な日程、手続、学校ごとの選抜方法を定めたものです。

1「主な日程」ですけれども、推薦に基づく選抜と学力検査に基づく選抜ごとに、入学願書受付日、検査実施日、合格発表日を記載しています。更に詳細は2枚目に記載したとおりです。

2「主な変更点」です。昨年度の選考との変更点ですが、一つは、推薦に基づく選抜における選抜方法についてです。これについては、4月の定例会で推薦選抜の基本的考え方、6月の定例会で25年度の推薦選抜の実施方針を決定していただきました。この方針に基づいて、各学校の選抜方法を定めました。

変更事項が(1)から(4)までありまして、まず(1)ですが、学力検査に基づく選抜で入学する生徒と異なる力を持つ生徒が入学できるようにということで、総合成績に占める調査書点の割合の上限を50パーセントにするという実施方針を定めました。この方針どおり、推薦選抜を実施する全日制168校全校でそのように設定しています。うち50パーセント未満に設定している学校も25校ありました。

次に(2)ですが、推薦選抜で思考力や表現力、更には適性などを評価するために、

小論文又は作文、実技検査などを必ず全ての学校で実施するという方針です。その方針どおり、小論文実施校が32校、作文実施校が126校、実技検査実施校が24校となっています。

3番目に、集団の中でのコミュニケーション能力を評価する必要があるだろうということで、個人面接に加え、集団討論を原則として全ての学校で実施するという方針を立てました。この方針どおり、エンカレッジスクール5校を除く全ての学校で集団討論を実施することとしました。

(4)は対象人員枠の上限です。普通科20パーセント、専門学科30パーセント、新しいタイプの高校30パーセントということですが、各学校この通りに定めています。なお、推薦枠の割合を上限より小さくしている学校も7校ありました。以上が推薦選抜に関する主な変更点です。

もう一つの変更点が、チャレンジスクールにおける募集方法の変更です。チャレンジスクールというのは、小・中学校時代に不登校を経験した生徒などを受け入れて、特に社会性を育てることに重点を置いた学校です。これまでチャレンジスクールの募集については、あらかじめ募集人員を分割して、前期募集・後期募集と2回に分けて募集を行っていましたが、特にチャレンジスクールの分割の後期募集には、第一次募集でチャレンジスクール以外の通常の高校を受検して不合格となった生徒も受検してくるために、チャレンジスクールの後期募集の受検倍率が3倍から4倍と相当高くなりまして、チャレンジスクールを真に必要とする生徒がむしろ入りにくくなっている状況があるということで、分割募集を止めまして、第一次募集の1回で募集を行う、このように変更するものです。

3「今後の日程」ですが、本日、プレス発表を行いまして、9月に中学校及び高校、あるいは区市町村教育委員会に対する実施要綱の説明会、10月、11月には都立高校の中学3年生、その保護者向けの合同説明会を開催したいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

現在でも集団討論を実施しているところはあるのですか。

【都立学校教育部長】 昨年度は1校ありました。

【委員長】 日本の場合、集団討論を成功させるのは非常に難しいと言われていま
すので、2年くらい後に、一体どういう形で実施しているのか、先生方がそれを評価
しているのかどうか、その辺の調査をしていただければと思います。できますか。

【都立学校教育部長】 はい。現在、私どもである程度のモデルといたしますか、こ
ういった形でやったらどうか、あるいは、こういうところに留意したらどうかという
ものを作っています、それを今、各学校に説明しているところです。委員長がおっ
しゃるように、その実施結果について、私どもも詳細に把握して、より良いものに
していきたいと思っています。

【委員長】 是非お願いしたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

【川淵委員】 チャレンジスクールは、今まで2回に分けて実施していたわけですが、
今度は1回でやるという意味は、チャレンジスクールよりも少しレベルの高い高校
にとりあえず受けてみて、通れば良い、通らなかつたら、次にチャレンジスクール
を受けようということですね。倍率が多いというのは、そういう解釈ですか。

【都立学校教育部長】 少し違いまして、チャレンジスクールは今是不登校経験の
ある生徒を受け入れる学校という認識も定着していまして、中学でも、そういった生
徒はチャレンジスクールを受けるように指導しています。そういった生徒は、チャレ
ンジスクールの第一次募集を受けて、倍率がかなり高いものですから、落ちた生徒が
また第二次募集を受けます。ところが、第二次募集には、チャレンジスクールとは違
う他の通常の学校を受けて落ちた生徒は、とにかくどこかに入りたいわけで、つまり、
必ずしもチャレンジスクールでなくても学校生活を送れる生徒が、第二次募集で入れ
そうなところを選ぶわけです。その際に、チャレンジスクールを選ぶ生徒も出てきま
す。そういった生徒と、チャレンジスクールでなければ学校生活を送るのは難しい生
徒が同じ選考を受けますと、全部ではないですが、むしろチャレンジスクールでしか
学校生活を送れない生徒が押し出されてしまうというか、入れなくなってしまう実態
が一部に見られるということです。

【川淵委員】 私の質問の仕方が悪かったかもしれないけれども、そういうことで

すかと私は聞いたのです。そうならば、そのことによる問題はどのようなことが予測されますか。倍率が多いというのは、初めに少しレベルの高いところを受けて、そこに受からなければチャレンジスクールを受けるといふ人が後期に受けてくるのでしょうか。そういうことを2回実施しませんと言ったときに、この辺のレベルの人はどう考えるのでしょうか。その人達が初めからチャレンジスクールに来るならば、本来、そこで選ばれるべき生徒が選ばれなくなるのでしょうか。今の話を聞くと、4倍、5倍になると、基本的にチャレンジスクールに値する生徒を採るのだから、同じ基準で選ぶのだったら別にどうということはないわけですね。だから、2回に分けることで、かえって生徒の方に混乱が生じないのかというのが私の率直な質問ですが、それは実施してみないとわからないですか。

【都立学校教育部長】 従来2回に分けていたのを、今度は1回にするということです。

【川淵委員】 1回にすることで問題は発生しないのかと言っているわけです。

【都立学校教育部長】 このことによって、チャレンジスクールを真に必要とする生徒が入りやすくなると考えています。チャレンジスクールでなくてもいい生徒は、チャレンジスクール以外の学校を目指してもらいたいです。

【川淵委員】 それはそれでいいけれども、今までは、チャレンジスクールに値しないという言い方は適切ではないかもしれないけれども、第一次募集に落ちて第二次募集に受けますね。そういう人達はここに入る資格がないから、別に初めから進路指導すれば2回にしても何もおかしくないわけだし、本来、チャレンジスクールに入った方がいいと思える生徒がこちらを受けて、しかし、やはり駄目だったからチャレンジスクールを受けるといふ生徒も中にはいるわけでしょう。全部が全部そうとは限らないわけですからね。そういう場合に、今まで2回実施したのを1回実施することにおいて混乱は生じませんかという質問です。

【都立学校教育部長】 今、中学における進路指導は、チャレンジスクールの学校の性格がよく理解されるようになっているので、本当はチャレンジスクールが良いのだけれども、一次募集で別のところを受けさせて、駄目だったら二次募集でチャレンジスクールを受けさせるという実態は現実にはありません。

【川淵委員】 では、なぜ2回も実施していたのかという話ですが、問題がなさそうだからいいです。

【委員長】 生徒が自発的に受検してくるということですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【内館委員】 少しレベルの高いところを受けて失敗した子が、他の高校ではなくて、わざわざチャレンジスクールを受検する理由はどういうことですか。

【都立学校教育部長】 二次募集の段階になると、どこか都立高校に入りたいので、入れそうなところを選びます。二次募集については、中学の進路指導がそこまで徹底できていないという事情があります。

【委員長】 普通高校に入った場合とチャレンジスクールに入った場合で教育の仕方が全然違います。そこに問題があります。チャレンジスクールでは徹底的に復習から始めるので、普通高校を受けてうまくいかなかった子供達に対する教育としてそれはあり得ると思うけれども、受け入れられるかどうかは良くわかりません。不登校などの経験を持った子供達に対するのと、そうでない子供達に対するのとでは、教育の方法が相当違うだろうと思われませんが、なるべくその辺を一つの形にしたいということですね。

【都立学校教育部長】 チャレンジスクールに合った生徒を受け入れて、不登校経験のある生徒に社会性を伸ばしてもらおうという教育を中心にやっていますので、そのような教育に合った生徒をできる限り受け入れていきたいということです。

【内館委員】 それは1回とか2回にする問題ではなくて、チャレンジスクールに応募する応募資格を厳密にすれば良いということではないですか。

【都立学校教育部長】 不登校経験があるなしというのは、例えば中学を何日以上欠席したとか、そういったこともあり得ないわけではないと思いますけれども、そういったことではなくて、中学における進路指導で、チャレンジスクールに進学させることが適当だと考える生徒を選んでいただくというのが良いと考えています。

【内館委員】 つまり設置目的に合った生徒を選ぶということですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【内館委員】 設置目的に合った生徒を選ぶのに、私も1回にしたり2回にしたり

というのがわかりにくくて、それよりは、設置目的に合った応募資格を厳密にして、ある程度のゆとりというか、解釈の仕方を必要であれば付けておくということで明確になりませんか。その方が生徒にとってもスッキリしませんか。

【委員長】 どうですか。難しいところですね。

【都立学校教育部長】 資格という形で決めるのはなかなか難しいだろうと思っています。

【委員長】 疑問が出されましたが、中学の進路指導の先生方といろいろ議論されたと思うので、一度実施してみて、今、2人の委員から御指摘のような問題が出たらまた考えるということですね。

【川淵委員】 最後に一つよろしいですか。チャレンジスクールをもっと増やす必要があると思われるのか、このままでいいと思われるのか、どちらですか。

【都立学校教育部長】 チャレンジスクールの倍率を見ると、必要性はもう少しあると考えています。

【川淵委員】 そちらの方にシフトしていけばいいと私は思います。

【都立学校教育部長】 特に、チャレンジスクールが多摩地区には薄い状況がありまして、地域バランスという観点から見ても、今後そういったことも考えていく必要があると思っています。

【川淵委員】 倍率から見ると、やはりチャレンジスクールを増やす方向が必要だという認識を私自身持っているので、そういう検討をしてほしいと思います。

【委員長】 チャレンジスクールももちろんかなりの加配を行っていますよね。

【都立学校教育部長】 はい、加配をしています。

【委員長】 私としては、決して川淵委員の御意見に反対するわけではなく、前任の次長と話したとき、私ももっと増やした方がいいのではないかと言ったら、財政的になかなか厳しいと言われました。しかし、教育的にメリットが大きいのであれば、財政的なことも乗り越えて実施しなければいけません。川淵委員の御意見はもっともだと思うので、是非今後考えていきましょう。

【都立学校教育部長】 わかりました。

【瀬古委員】 チャレンジスクールは今、何校あるのですか。

【都立学校教育部長】 5校です。

【委員長】 少ないです。他の都道府県の教育委員会の方々が見学に来られて、自分達もやりたいと言われるのですが、加配の数を聞いて、驚かれて、とてもうちではできませんと言ってお帰りになるのが実情ですね。

【瀬古委員】 2の(1)に調査書点とあるのですが、これは成績以外に何が加味されるのですか。

【都立学校教育部長】 調査書点というのは、いわゆる中学の9教科の成績です。

【瀬古委員】 成績だけですか。

【都立学校教育部長】 はい。

【瀬古委員】 例えば競技で頑張ったとか、そういうものはないのですか。

【都立学校教育部長】 点数化はしていません。

【瀬古委員】 勉強の成績だけですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、御意見が出ましたので、それを今後の施策に活かしていただきたいと思
います。本件につきましては、報告として承りました。

(3) 平成24年度「東京都教育の日」事業について

【委員長】 報告事項(3)平成24年度「東京都教育の日」事業について、説明を
地域教育支援部長、よろしくをお願いします。

【地域教育支援部長】 報告資料(3)です。「東京都教育の日」事業について説
明します。

まず、「東京都教育の日」の主旨についてです。「東京都教育の日」は、都民の教
育に関する関心を高め、次代を担う子供達の教育に関する取組を都民全体で推進し、
都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月に、11月の第一土曜日を「東
京都教育の日」と都教育委員会が制定したものです。今年度は11月3日が「東京都教

育の日」となります。

次に、今年度のテーマについてですが、今年度は校庭芝生化推進事業が環境局から教育庁へ移管されました。そこで、全公立学校の芝生化を図るべく、「校庭芝生化の推進」と設定し、「とび出せ！緑の校庭へ」をキャッチフレーズに、これまで以上の推進を図る契機とすることとしました。

次に、事業構成です。「東京都教育の日」の当日の事業のほかに、教育庁、学校、知事部局等の各局において、10月から11月までの2か月間を「東京都教育の日」推進期間としまして、この間にテーマに関連した事業を実施する際は、「『東京都教育の日』推進事業」と冠を付けて普及啓発を図ってまいります。今年度の「『東京都教育の日』推進事業」は、①から③に該当するもので、約8,300件の事業を予定しています。例えば学校での芝生の上での野点、地域あいさつキャンペーン、知事部局等で実施します親子の絆コンサート、そういったものが推進事業として実施されることとなっています。

さらに、今年度も各教育委員の皆様方に都内公立学校で実施される、特色ある「東京都教育の日」の推進事業を御視察いただく予定としています。こちらについては、別途日程等を御案内します。

続きまして、事業構成三つ目の「東京都教育の日」当日の記念行事について説明します。会場ですが、新宿区で最初の全面芝生化を実施した新宿区立四谷第六小学校をメイン会場として実施する予定です。まず、芝生の上でのスポーツ教室を行います。講師として、サッカーの指導者、そして解説者でもあるJFAこころのプロジェクトスペシャルスタッフの安永聡太郎さん等をお招きして、芝生の上でスポーツをすることで、芝生の素晴らしさ、あるいは体を動かすことの楽しさを体感してもらうイベントを実施する予定です。また、アスリートの方にはトークショーも行っていただき、夢を達成する方法、あるいはチームワークの大切さ、そういった話を伺います。イベントのオープニングでは、都立片倉高校吹奏楽部によるマーチングバンドショーを実施します。

次に、芝生の魅力を再確認してもらうことを主旨として、ヨーヨー釣りや、わたあめの屋台、あるいはシャボン玉ショーなど、昔の原っぱで行っていたような縁日を開

きます。

3点目ですが、芝生に関する講演会を行います。基調講演では、「芝生のチカラ」と題して川淵委員に御講演いただきます。また、特別講演としまして、同志社大学心理学部教授の鈴木直人さんをお招きして、校庭の芝生化が子供の心と体に及ぼす効果について話を伺います。

4点目ですが、継続的に校庭芝生の維持管理及びその組織づくりに熱心に取り組んできた学校の教職員及び地域の方々を、校庭芝生の親方、または匠として認定する認証式を行います。

次に、5点目として、都内の児童・生徒及び都民から募集しました「芝生のある風景」をテーマとした写真と絵画の中から、小学校及び特別支援学校の小学部、中学校及び中学部、高等学校及び高等部、そして一般の部と、四つの部門ごとに選定しました最優秀作品、優秀作品などの表彰を行います。入賞作品については、「東京都教育の日」の普及啓発用ポスター、あるいは校庭芝生化推進事業の広報などに活用していく予定です。今年は大変多くの応募がありまして、写真で277点、絵画で370点の応募がありました。

最後に、芝生のイベントとは別に、都庁第一庁舎5階の大会議場におきまして、長期間にわたり継続して学校活動等の支援を行っている団体・個人に対して、東京都教育委員会から感謝状を贈呈します。これは学習ボランティアや、読み聞かせ、清掃活動、更には登下校時の付き添いや見回りなどの活動を対象とするものです。

今年度の「東京都教育の日」の事業に関する報告は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございますか。

【瀬古委員】 川淵委員の講演会は学校でやるのですか。

【川淵委員】 四谷第六小学校の体育館です。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 「芝生のチカラ」という表現は非常に良いですね。

よろしゅうございますか。

本件につきましては、報告として承りました。

(4) 「東京文化財ウィーク2012」の開催について

【委員長】 報告事項(4)「東京文化財ウィーク2012」の開催について、説明を地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 報告事項(4)「東京文化財ウィーク2012」の開催について、説明します。

「東京文化財ウィーク」は、文化の日を中心に、都内全域の文化財の公開や文化財に関わる様々な企画事業を実施し、都民が文化財に触れる機会を提供し、文化財の保護・管理に様々な形で参加していただくことを目指し実施しているもので、今年度で15回目になります。今年は10月27日から11月4日までの9日間、ウィークの期間中に、東京都はもとより、区市町村、NPO等の団体と連携して実施する予定です。例年、多くの都民に参加していただいでいて、昨年度は84万人の方に御参加いただきました。

事業の概要ですが、公開事業、特別企画、企画事業、都教育委員会事業の四つがございます。

まず1点目の公開事業ですが、今年度は460件の文化財を公開します。このうち86件については、通常は公開されていない文化財を特別に公開するものです。

2点目は、広く都民を対象に文化祭に親しんでもらうことを目的に、特別企画として今年は「文化財めぐりコース」を新たに設定しました。後ほど紹介します。

3点目は、企画事業です。10月から11月までの2か月間に、区町村やNPOなどの民間団体などが、文化財に関連した229の事業を実施するものです。今年度は、森鷗外生誕150周年を記念して、文京区立森鷗外記念館が開館しまして、文京区では特別展や講演会などが開催されます。

4点目ですが、東京都教育委員会主催事業です。一つは、外国人観光客の誘致の一環として講演会を実施します。今年度は、現在修復中の上野東照宮の修復現場の視察と、その歴史についての講演会を予定しています。次に、聴覚障害者社会教育講座として、日本銀行本店本館の見学ツアーなどを実施する予定です。お手元の紺色のガイドブックの9ページに付箋を貼ってありますが、聴覚障害者及び視覚障害者を対象と

する教養講座の内容を紹介します。

元の資料に戻っていただきまして、特別公開の一部を紹介します。写真にありますが、根津神社社殿、これは壮麗な権現造りの社殿を持つ神社でして、本殿のほか6棟が重要文化財に指定されています。根津神社では、通常、社殿に昇殿しての参拝はできませんが、10月31日から11月2日の3日間、特別に昇殿して拝殿ができます。

次が木造如意輪観世音菩薩坐像ですが、これは足立区の明王院というお寺に安置されているものでして、都指定の文化財で、室町時代に作製された彫刻です。通常は公開していませんが、11月4日のみ公開します。

次に、正福寺地蔵堂は東村山にある東京都で唯一の木造建造物の国宝です。室町時代の創建で千体地蔵の別名がありまして、内部に多数のお地蔵様が安置されています。これは祈願する方が地蔵像を一体借りて家に持ち帰り、お願いが成就するともう一体添えて奉納する。そういうことによって、現在もその信仰は続けられて、奉納される像が年々増えていると言われていています。実際奉納する方は、東村山を中心に、国分寺や小金井、武蔵境まで、かなり広範囲に及んでいると聞いています。11月3日のみ地蔵堂の中に入ることができます。

次が、武蔵野の水車経営農家ですが、これは三鷹市にある都指定の文化財で、江戸時代から5代にわたって使われた水車機構が残っています。写真にあるのは水が落ちて回るところですが、通常は水輪だけが動いていますが、ウィーク期間中の10月26日から28日の3日間、特別に水車機構全てを動かしまして、14本の杵・臼を水輪を動力として稼働させて、実際に水車による精米製粉作業を見ていただきます。

次に、特別企画の文化財めぐりです。これは、青いガイドブックの31ページに「八重洲を歩いてみませんか」ということで、単なる文化財の紹介でなく、読み物風に歴史背景も含めて記述をしました。簡単に説明します。

まず、一番左側の東京駅です。今年10月に復元が完了します「東京駅丸ノ内本屋」、現在ある外壁の姿を保存して、3階部分、線路側の外壁、屋根及びドーム内部を創建時の姿に復元したものです。この赤レンガ駅舎をスタートして、日本橋界隈^{わい}の文化財を巡る約8キロのコースを作ったところです。

次の写真は、国史跡の常盤橋門跡です。常盤橋門というのは、江戸城の大手門筋の

外堀に面した正門でして、明治維新後に取り壊されて、現在は石垣のみです。外堀に面した門の中でも最も残りが良い城門であるということから史跡に指定されたものです。また、すぐ目の前は、現在、日本橋川ですが、ここに掛かる常盤橋というのは、明治10年に様式二連の石造りアーチに改造されたものですが、石橋としては現存する最古のものです。

次が、日本銀行本店本館です。これは国の重要文化財です。辰野金吾の代表作で、現存する明治洋風建築のうち、日本人建築家が設計を手がけた最初の国家的な建造物です。本館内は予約により見学することができます。また、本館前に貨幣博物館があるのですが、ここも無料で見学することができます。

次は写真が入らなかったのですが、三井本館です。これは、旧三井財閥の拠点的な建物として昭和4年3月に竣工しました。コリント式の柱が並ぶ外観に特徴があります。アメリカの技術と生産システムを導入した初期の大規模建築物として、歴史的意義が認められたものです。昭和初期を代表する建築物の一つとして重要文化財に指定されています。

次が日本橋です。高速道路が上に乗っている意味でも有名ですが、明治44年竣工の石造り二連アーチ橋で、我が国の国道の起点となっています。ルネッサンス式の橋梁本体に、和漢洋の折衷の装飾が調和しているものです。技術的・意匠的に優れた、明治期を代表する石造りアーチ道路橋として国の重要文化財となっています。

次が高島屋ですが、旧前田侯爵邸を設計した高橋貞太郎さんの案を基本として、建築当初の部分に、戦後、そのデザインを継承しつつ、近代建築の手法を駆使した村野藤吾という建築家がいるのですが、その増築部分も加わって、共に優れたデザイン性を示して重要文化財に指定されました。特に両者によるデザインの対比が鮮明で、かつ新旧が明確、かつ継承統合され、一体不可分の建築物として完成度が高く、我が国の百貨店建築を代表するものとして重要文化財となっています。

お手元にお配りした文化財ウィークの「特別公開・通年公開編」は7万部、「企画事業編」は5万7,000部印刷して、都庁はもとより、区市町村、あるいは博物館等で配布する予定です。それから、最後に説明した特別企画の「文化財めぐりコース」は、小さく別途作りまして、日本橋の三越や高島屋等、デパートにも置いてもらおうと思

っています。今後とも地域振興や観光振興に資する方向で拡充を図ってまいりたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますか。

【瀬古委員】 この期間しか公開していないものがありますね。これは毎年実施しているのですか。今年だけですか。

【地域教育支援部長】 毎年この期間に公開しているものもありますし、今年だけというものもあります。

【瀬古委員】 12番の木造如意輪観世音菩薩坐像というのは珍しいですね。この日は都合が悪く行けないのですが、これは毎年やっているのですか。

【管理課長】 毎年やっています。

【瀬古委員】 毎年この時期の3日ですか。

【管理課長】 3日ということではないですが、ウィーク期間中の特定の日に特別に公開されます。

【瀬古委員】 一日だけですね。

【管理課長】 そうです。今年は11月3日ですけれども、例年、ウィークの期間中の特定の日一日だけ公開します。

【瀬古委員】 毎年3日ではなくて、違う日もあるのですね。

【管理課長】 はい。

【瀬古委員】 わかりました。

【内館委員】 「八重洲を歩いてみませんか」というのは面白いのですが、迷子しらせというのは初めて知りました。

【地域教育支援部長】 これは、高さがこのくらいの石柱ですけれども、ここに誰誰が迷子だという紙を貼り付けて、お互いに告知板のようになっているものです。

【内館委員】 これは、行きたい人は往復はがきか何かで申し込むのですか。

【地域教育支援部長】 これは御自由ということですか。

【内館委員】 ガイドが付くわけではなくて自分でということですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【内館委員】 ガイドブックをデパートなどに置いて、見たい人はそれを持って自分で歩いてくださいということですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【内館委員】 わかりました。

【地域教育支援部長】 従前よりもかなり詳しく、楽しく、今回はこの部分だけの解説を書きました。

【内館委員】 そうすると、ここに書いてあるものよりもっと詳しいのですか。

【地域教育支援部長】 31ページに「八重洲を歩いてみませんか」とありますが、これを見ていただくと、一つ一つかなり細かく書いてあります。

【内館委員】 これをコンパクトなものにして置くということですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【内館委員】 わかりました。

【瀬古委員】 丸の内の本屋というのは、本屋さんではないでしょう。

【地域教育支援部長】 「ホンオク」と読みます。

【委員長】 英文版を作るつもりはありませんか。

【地域教育支援部長】 実は、例えば北町奉行所なども、現地には説明板がありまして日本語と英文で書いてございます。実は、それも中では話しているのですが、余りにも分量が多くて、とてもという話になっているのですが、そういう意味で、各区市の教育委員会とも協力して、なるべく英文表記を今広めているところです。

【委員長】 「八重洲を歩いてみませんか」の八重洲だけでも観光価値は相当あるし、こういうパンフレットはアメリカ人やイギリス人は非常に好きで、どこへ行ってもみんな持って歩いていますから、相当良いのではないかと思います。お金がかかるのはわかっているの発言ですけれども、2,500万人外国人に来てもらおうというのですから、東京都も努力する必要があるのではないかと思います。

【瀬古委員】 賛成です。

【委員長】 よろしゅうございますか。

本件につきましては、報告として承りました。

(5) いじめの実態把握のための緊急調査の結果について

【委員長】 報告事項(5) いじめの実態把握のための緊急調査の結果について、説明を指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 それでは、いじめ実態把握のための緊急調査の結果について、報告資料(5)で説明します。

これまでも、いじめについては学校で認知した件数について把握する調査を実施してまいりました。しかし、認知したものの以外にも、いじめがあるという実態が子供達の中にありまして、それらが重大な問題となっていることから、夏季休業に入る直前でしたが、緊急に調査を行いました。調査の内容としては、認知した件数についてはこれまでどおりですが、それ以外に、いじめの疑いがあると思われる件数及びいじめがあると思われる児童・生徒への対応状況というように、範囲を広げて、教員が気付かなかったものに対しても、子供達からの面接とか、アンケート調査をもとに情報を収集し、集約をしてくださいということをお願いしました。

調査対象は、都内の公立学校2,184校、小・中・高等学校・特別支援学校全てということになります。

その集計については、7月31日現在でまとめたものが中央の表です。今回の調査でいじめと認知した件数は、総計で3,535件です。昨年1年間でいじめと認知された件数が約4,600件ですので、4か月間の数値ということで考えると、認知した件数はほぼ例年どおりの数かと思えます。ただ、今回の調査の特徴である、いじめの疑いがあるというところまで広げたところ、総計で7,972件、約8,000件弱の情報がそれぞれの学校で把握できたということです。

それらについて現在どのような対応状況であるかということで表中に①から④まで記載してありますが、今回は緊急に調査したもので、調査した内容を確認する時間的余裕がなく、①のように、現時点では対応していないけれども、今後対応するというようなものも含めて回答していただいています。その他、保護者について連絡を取っているというものや、教員が把握をして対応しているものが続きます。その他は、子

ども家庭支援センター、児童相談所、警察等と連絡を取り合っているものの件数となっています。①から④までの対応の内容については、複数選択を可能としていますので、これを合計したものは8,000件を超える数字になっています。

この調査の取りまとめに当たりましては、7月末に、それぞれの学校や区市町村教育委員会からデータの提出を受けましたが、子供達から収集した情報の中で、時期の確定が難しいもの、例えば現在のことなのか、それとも何年か前のことだったのか、また、同じ内容のものを書いているのか、同一のものがないのかなど一件ごとの確認を行いました。さらに、継続しているものなのか、単発のものかについても、一件一件の集計の仕方を確認したため多少時間がかかってしまいました。本日の報告になったのは、そのような理由です。

この後の対応についてですが、こういった調査を実施することが主たる目的ではありません。いじめの状況を把握するということと、さらに、それらについて間違いなく対応するということが大切だと思います。そこで、今後は、約3,500件の認知した件数、更に、約8,000件の疑いのある件数、これら全てについて学校が対応していますが、その対応状況について、追跡調査を現在行っています。これらについても、10月上旬を目途にまとめて報告したいと考えています。

次の参考資料（1）ですが、ただ今説明した数値について、区市町村別の細かい一覧になっているものです。

もう1枚の参考資料（2）は、都教育委員会が行っているいじめ問題の対応事業の一つである「いじめ相談ホットライン」について、この機会に少し詳しく紹介します。

これは、子供達がいじめ等について相談できるようにということでスタートしています。子供だけではなくて、保護者も相談できる場面として作っており、夜間・休日等を含めて365日24時間、いつでも電話を受けるようにしています。全国统一ダイヤルと東京都専用のホットラインと番号が二つありますが、全国统一ダイヤルに掛けていただくと、都内から掛けた場合、「東京都いじめ相談ホットライン」にそのままつながります。どこから掛けたかによって、それぞれ地区で作っている「いじめ相談ホットライン」につながるようになっているものですので、番号は二つありますが、基本的には「東京都いじめ相談ホットライン」につながるようになっています。

これまでの相談の回数ですが、過去3年間を見ると、1,226件から1,402件と毎年相談件数が増えています。ただ、相談のうち95パーセントが匿名ということで、ほとんどの方が名前を名乗りませんが、相談については増えているということです。また、相談の中身については、上位6位までを挙げましたが、「からかい・悪口等」が最も多く、次に「嫌がらせ行為」となっています。

これまでの電話相談の中身を見てみると、いじめの相談は年々増加しているのですが、保護者からの相談が特に増加傾向にあるということが一つです。2点目は、当然のことですけれども、昼間は保護者からの相談が多くて、夜間、学校が終わって家に帰ってからが子供達が相談できる時間帯になっているということです。それから、今申し上げたように、ほとんどが匿名の相談ですけれども、それは、詳しいことを言ってしまうと、いじめの場合は、言ったことによって余計仕返しをされるのではないかなという心配があるということで、なかなかお話ししていただけないということではないかと思っています。さらに、学校とか、いろいろなところに相談をしたけれども、どうしても納得できないということで、今後どうしたらいいのかというような相談です。内容としては、そういうものが多いものですから、最終的に学校や教育委員会にどうしてほしいというような中身についての御相談も中にはあります。こういったものを受けるに当たりまして、相談センターでは、相談をされる方がやっとの思いで掛けていらっしゃるのしょうから、それについては、つらさとか、苦しさ、悲しみなどをゆっくり受け止めるということからスタートしています。

この中にも、95パーセントが匿名ということで名乗っていただけないわけですが、既に深刻になっているもの、また、それにつながりそうなものについては、できるだけ説得して学校や教育委員会を特定して、そちらに情報提供して、早期解決が図れるような対応もしています。こういった電話相談については、小学校1年生、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生の子供達に、毎年、電話番号を周知するためのカードを配っています。ただ、今回、「いじめ相談ホットライン」をもっと知っていただきたいということで、渡してあるけれども、なくしてしまった子供もいるかもしれないので、今言った学年以外の子供達にももう一度周知するというので、今回、このカードを増し刷りしまして、再度、近々に配っていきたいと考えています。

報告は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【内館委員】 95パーセントが匿名というのは非常によくわかりますね。きっと恐いし、信じられなくなっています。ただ、匿名で学校名も地域名もわからない場合、今後どうしたらいいかという相談に乗ってほしいということはわかるのですけれども、匿名だと抜本的に何かをするというわけにはいかないですよ。まして、学校や教育委員会に指導してほしいと思っているケースも見られるというときに、匿名でどう対応するのですか。

【指導部長】 できるだけ地区を伺うようにして、何々区とか何々市というのがわかれば、その教育委員会に情報提供することができますし、どうしても言っただけないときには、それぞれ区や市の中にも相談所等がありますので、そういうところの電話番号をお伝えして、更に、ここで詳しくお話しされてもいいですよというように、次の手段を提供させていただいています。

【内館委員】 今回、自殺の事件とか、いろいろないじめの事件があつて、世の中で今いじめに関して手を打とうということが進んでいますけれども、あの事件以来、少しは改善に向かっていますか。

【指導部長】 今回、いじめの疑いというものもこれだけ多く出せるようになってきていますから、子供達の方も、学校の先生に対して状況をきちんと提供してくれるようになったと思いますし、今、2学期が始まったところで、学校で把握したものについて全部徹底して対応していると思いますので、その中で改善が進んでいると考えています。

【内館委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに御質問、御意見はございませんか。

【瀬古委員】 参考資料（1）の数字ですけれども、小平市と武蔵野市は近いですね。261件と1件というのは余りにも違い過ぎるのですが、どうしてですか。ゼロに近いですよ。あり得ないかなと思うのですけれども、地区が近いのに違い過ぎるのは、調査の方法が違うとか、何か原因があるのでしょうか。

【指導部長】 調査の方法はそれぞれ各自治体に任せてありますので、多少違いがあると思いますが、基本的には、いじめを認知しているとか、疑いがあるということについては全ての自治体で共通に実施しています。それぞれの違いについては、1件の件数の数え方の違いとか、既に解決したものは今回は出さなかったなど、報告の仕方の差もあると思います。

【瀬古委員】 それにしても、余りにも数字に違いがあると思います。

【指導部長】 数字は多少差があるように思います。数字の多寡で言うとなかなか難しいのですが、私どもとしては、把握したものの全てについて対応していくということが一番肝心だと思ひまして、それぞれの解消した割合が今後評価の対象になると思っています。

【瀬古委員】 これは公立学校の数だけですね。

【指導部長】 はい。

【瀬古委員】 私立ではどうでしょうか。こういう調査を行っているのですか。

【指導部長】 教育委員会では把握できないものですが、私立は私立で行っていると思います。

【瀬古委員】 私立学校でいじめがあつてというのは世の中で余り聞いたことがないと思います。私は公立学校ばかりでいじめがあるような気がするのですが、それは私の思い違いかもしれないですが、その辺は何かあるのですか。

【指導部長】 それはわかりませんが、小・中学校の数からすると公立の方が多いいと思います。

【委員長】 圧倒的に公立の方が多いいです。

【川淵委員】 これだけ数字が出てきて、それは良かったと思うのですが、そもそも「いじめ」の定義を見た場合、極端に言えば、例えば悪口・からかいなどは普通、人間なら誰でもやりますよね。具体的にこういうことがあるというのは言いにくいですが、身体的な特徴を言うことができるでしょう。それもいじめになるわけで、例えば万引きを強制するとか、金品を巻き上げるとか、これもいじめの中に入っていること自体が問題で、ここからは犯罪だという定義をすることで、子供達に対する抑止力になると思うのです。全部を「いじめ」という一言でくくっているところが私は大問題

だと思っています。いわゆる「いじめ」という定義そのものの中で、暴力行為とか、犯罪行為ということに関して、もっと明確に出すべきだと思います。

ここでもいろいろ件数が出ているけれども、どれだけの中身の差がありますか。動物として人間を見た場合に、当たり前ではないですか。昔からいじめがなくて、最近、いじめがたくさん増えたということはないと私は思います。それは、もちろん今の文明が進んだ結果出てきたことではありますけれども、戦争がなくなるのと同じように、いじめがなくなるわけは絶対ないので、レベルをどの辺で押えて、犯罪というものに対して明確に、それは警察に持っていくべきものだとか、その定義を明確に出すべきだと思います。万引きしろとか、お金を持ってこいと言われたときに、これはまだ「いじめ」の範疇はんちゆうに入っているわけでしょう。その辺はどのように考えていますか。

【指導部長】 既に「いじめ」の定義が、「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている」ということになっています。

【川淵委員】 ピンからキリという言い方は変ですが、天から地ほど違いますね。

【指導部長】 ええ。軽微なものから重大なものまで全部ひっくるめて「いじめ」と今は言われていますけれども、私どもとしても、軽微なものは学校で対応できるわけですが、金品の強要とか、暴力行為とか、こういったものについては犯罪行為ですから、先日も警視庁と申合せをして、子供の生命に関わるような重大な案件については、躊躇ちゆうちよなく警察にも連絡をして連携をするというように話し合ったところで

【川淵委員】 だから、「いじめ」という範疇はんちゆうから外すべきだと私は言っているわけです。そのことによって、抑止効果が出てくる、抑止力が出てくるので、ともかく金を持ってこいと言われているのに、それを「いじめ」という言い方がおかしいです。それを変えることによって悪質なものを抑止できるということは効果が明らかにあると思うので、それは検討してください。これはいじめとは言わない、これは犯罪行為ということを経済委員会から発信すべきで、そのことが抑止力につながると私は思います。

【内館委員】 それをやるのが非常にまずいという何かがあるのですか。今の言葉で言えば「いじめ」ですけれども、何回もいじめをやった子には出席させないという話が出てきていますね。そういったことをやる上でも、ここから先は犯罪だということが明確にわかると、あなたはしばらく出席してはいけませんとか、警察に訴えるということがわかりやすく明確になるのではないですか。それを明文化するとまずいということが何かあるのでしょうか。

【指導部長】 そういうことはないと思います。文部科学省でも毎年調査をしているのですけれども、ただ、暴力行為もいじめも全部併せて調査していますので、その線引きが曖昧といえれば曖昧だと思います。おっしゃるように、いじめの中に全て含まれてしまっているので、どこまでをいじめとって、どこからが暴力行為、犯罪行為かというものを明確にするのも抑止力の一つになるのではないかと考えます。ただ、調査そのものは、国と合わせて実施しますので、そこまでできるかどうかわかりませんが、検討していきたいと思います。

【川淵委員】 是非お願いします。

【委員長】 最近起こったケースの中でも、警察と教育委員会で意見が違うというケースがたくさんあります。今、川淵委員がおっしゃった暴力行為の定義についての御意見も、もちろん私も大賛成ですが、警察その他の機関と相当議論をして詰めていかなければいけないと思います。教育委員会側では暴力行為だと認定したけれども、警察は認定しなかったというケースが幾つかあるやに聞いています。その辺は今後、我々としても議論していく必要があるのではないかと思います。

【川淵委員】 少なくとも金品を巻き上げるという具体的な行動、万引きを強制する等、そのようなものは明らかに別に分けることから具体的に始めていけばいいと思います。

【委員長】 非常に激しいケースから順番にやっていくということですね。

ありがとうございました。それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月4日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会委員長協議会理事会

10月12日(金) 午後

アジュール竹芝

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、10月4日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

また、全国都道府県教育委員会連合会委員長協議会理事会は、10月12日木曜日、午後、アジュール竹芝で開催されます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前11時20分)